

## 一般会計等財務書類における注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
  - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
  - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）
  - イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
  - ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）
  - イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - 建物 6年～50年
  - 工作物 5年～60年
  - 物品 3年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金  
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。  
イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物  
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準  
資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更  
変更はありません。
- (2) 表示方法の変更  
変更はありません。
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更  
変更はありません。

## 3. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃  
該当ありません。
- (2) 組織・機構の大幅な変更  
該当ありません。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
該当ありません。
- (4) 重大な災害等の発生  
該当ありません。
- (5) その他重要な後発事象  
該当ありません。

## 4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況  
小口事業資金及び商工業振興資金について、埼玉県信用保証協会が行う市町村制度金融保証の債務の保証の引き受けに係る損失補償契約を締結しております。
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。  
  
熊谷簡易裁判所 令和4年(ノ)第42号  
損害賠償請求調停事件 39,863,440円
- (3) その他主要な偶発債務  
該当ありません。

## 5. 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等に差異はありません。
- ③ 地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。  
なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－%
連結実質赤字比率	－%
実質公債費比率	2.7%
将来負担比率	－%
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費	329,336,464 円
事故繰越	1,952,500 円
- ⑥ 過年度修正等に関する事項  
該当ありません。

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
  - ア 範囲  
普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

(単位：円)

資産負債区分名称	貸借対照表における簿価	令和5年3月31日時点における売却可能額
事業用資産／土地	1,230,377,517	821,701,583
インフラ資産／土地	7,559,852	3,755,144
合計	1,237,937,369	825,456,727

- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。 (単位：千円)

標準財政規模	17,712,141
算入公債費等の額	2,602,904
将来負担額	31,591,207
充当可能基金額	33,572,194
充当可能特定歳入	3,223,025
基準財政需要額算入見込額	22,990,930

- ③ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

固定負債	195,832,374 円
流動負債	132,371,264 円
合計	328,203,638 円

### (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

### (4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,802,474,944 円  
算定式：業務活動収支（支払利息支出を除く）  
＋投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く）
- 業務活動収支（支払利息支出を除く） 4,069,592,189 円  
・業務活動収支 4,005,339,737 円  
・支払利息支出 64,252,452 円
- 投資活動収支 △1,267,117,245 円  
（基金積立支出及び基金取崩収入を除く）  
・投資活動収支 △2,571,730,787 円  
・基金積立金支出 1,323,341,236 円  
・基金取崩収入 18,727,694 円

## ② 既存の決算情報との関連性

(単位：円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	32,359,240,544	29,459,588,937
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0	0
繰越金に伴う差額	3,228,817,801	0
資金収支計算書	29,130,422,743	29,459,588,937

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、財務書類の対象となる会計の範囲と相違はないため差額は発生しておりません。また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計上では計上しないために、その分だけ相違します。

## ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

(単位：円)

<b>業務活動収支</b>	<b>4,005,339,737</b>
投資活動収入の国県等補助金収入	195,894,500
未収債権、未払債務等の増加	650,931,505
減価償却費	△ 2,451,644,195
賞与等引当金繰入額	△ 333,339,009
退職手当引当金繰入額	△ 279,285,514
徴収不能引当金繰入額	△ 23,256,232
資産除売却損	△ 9,142,164
資産売却益	47,594,789
<b>純資産変動計算書の本年度差額</b>	<b>1,803,093,417</b>

## ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

一時借入金の限度額 800,000 千円

## ⑤ 重要な非資金取引

有形固定資産の無償取得（寄付受）の額 29,339,847 円